

魚津市告示第9号

魚津市行政改革推進委員会設置要綱の一部改正について
魚津市行政改革推進委員会設置要綱（平成5年魚津市告示第77号）の一部
を次のように改正する。

平成31年2月18日

魚津市長 村椿 晃

題名を次のように改める。

魚津市行財政改革推進委員会設置要綱

第1条から第3条までを次のように改める。

（設置）

第1条 市が推進する行財政改革に関し、有識者等の意見を聴取するため、
魚津市行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、市が推進する行財政改革に関して協議し、市長に対し意
見を述べるものとする。

（組織）

第3条 委員会は、14人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、行政関係者、地域における経済、産業、福祉その
他の分野において識見を有する者、公募市民等のうちから市長が委嘱する。
第4条に次の1項を加える。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
第5条に次の1項を加える。

2 会長は、会務を総理する。

第6条第1項を次のように改める。

委員会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

第6条第2項中「委員会」の次に「の会議」を加え、同条に次の1項を加
える。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求
め、その意見を聴くことができる。

第8条の見出しを「（その他）」に改め、同条中「もののほか、」の次に
「委員会の運営に関し」を加え、「会長が」を「市長が別に」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成31年3月1日から施行する。
(魚津市の財政を考える市民会議設置要綱の廃止)
- 2 魚津市の財政を考える市民会議設置要綱(平成29年魚津市告示第15号)
は、廃止する。